

# 華誠の法務ニュースレター

2026年2月 第51号

## 華誠の動向

華誠、13年連続で『2026年版 チェンバース・グレーターチャイナ・リーガルガイド』に選出  
華誠、上海高裁の1級破産管財人名簿に再選出

## 法律の動向

国務院が「増値税法実施条例」を公布：税制環境を最適化  
全国人民代表大会常務委員会、「商標法（改正草案）」を審議：「重複登録の禁止」等の論争条項を削除へ

## サイバーセキュリティ及びデータコンプライアンス

8部門、自動車データの国外移転に関する指針を公表：OTAなど9種の「申告免除」ケースを明文化  
2部門、プラットフォーム規則を厳格管理する新規定を公布：ビッグデータ価格差別や不当条項を抑制

## 競争と独占

市場監督管理総局、「独占協議禁止規定」を改正：垂直的独占合意の「セーフハーバー」基準を明確化

## 知的財産権

最高裁、特許侵害訴訟の司法解釈（三）で意見募集：「禁反言の原則」の適用範囲を拡大へ  
最高人民法院、典型事例を公表 — 知的財産悪意訴訟における「全面賠償」原則を確立

## 華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

## 華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

## 華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常ファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

### 連絡先

#### 上海事務所：

上海市徐匯区長樂路989号世紀商貿廣場26階  
郵便番号：200031  
電話：(86-21)5292-1111；(86-21)6350-0777  
ファックス：(86-21)5292-1001；(86-21)6272-6366  
E-mail: mail@watsonband.com;  
mailip@watsonband.com

#### 北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街8号富華ビルDブロック5C  
郵便番号：100027  
電話：(86-10)66256025  
ファックス：(86-10)66256025-800  
E-mail: beijing@watsonband.com  
mailip@watsonband.com

#### ハルビン事務所：

ハルビン市道里区西八道街37号馬迪尔ビル18階A2室  
郵便番号：150010  
電話：(+86)13936251391  
E-mail: harbin@watsonband.com

#### 甘肅事務所：

甘肅省蘭州市雁南路279号208室  
郵便番号：730000  
E-mail: gansu@watsonband.com

#### 煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技园B3-703室 丁：  
264000  
電話：0535-4104160  
E-mail: yantai@watsonband.com

#### 広州事務所：

広東省広州市天河区華夏路28号富力盈信ビル15階1507番室  
電話：020-85647039  
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

#### 鄭州事務所：

鄭州市鄭東新区金水东路楷林IFC、A座12B階  
電話：0371-86569881

#### 蘇州事務所：

蘇州市姑蘇区広濟南路369号蘇州華貿センター1301室です  
電話：0512-68431110

#### 成都事務所：

成都市高新区区天府二街269号27棟20階2001号  
電話：+86-13398190635

#### 昆明事務所：

雲南省昆明市盤龍区スプリング・シティ・66 オフィスビル  
8階801室  
電話：+86-0871-63131786



# 今期の内容

## 華誠の動向

華誠、13年連続で『2026年版 チェンバース・グレーターチャイナ・リーガルガイド』に選出	4
華誠、南寧支所を設立、ASEANリーガルサービスの展開を強化	4
華誠、上海高裁の1級破産管財人名簿に再選出	5

## 法律の動向

国務院が「増値税法実施条例」を公布：税制環境を最適化	6
全国人民代表大会常務委員会、「商標法（改正草案）」を審議：「重複登録の禁止」等の論争条項を削除へ	6

## サイバーセキュリティ及びデータコンプライアンス

8部門、自動車データの国外移転に関する指針を公表：OTAなど9種の「申告免除」ケースを明文化	7
2部門、プラットフォーム規則を厳格管理する新規定を公布：ビッグデータ価格差別や不当条項を抑制	7

## 競争と独占

市場監督管理総局、「独占協議禁止規定」を改正：垂直的独占合意の「セーフハーバー」基準を明確化	8
--	---

## 知的財産権

最高裁、特許侵害訴訟の司法解釈（三）で意見募集：「禁反言の原則」の適用範囲を拡大へ	9
---	---

### 法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

## 華誠、13年連続で『2026年版 チェンバース・グレートチャイナ・リーガルガイド』に選出

2026年1月15日、国際的に権威のある法律格付機関「チェンバース・アンド・パートナーズ (Chambers and Partners)」は、『2026年版 チェンバース・グレートチャイナ・リーガルガイド』を発表した。当事務所はその卓越したリーガルサービスと市場での高い評価により、13年連続で同ガイドに選出された。本年度、当事務所は「コーポレート／商事：上海」、「知的財産：訴訟／非訴訟」、および「通信・メディア：データ保護およびプライバシー／メディア・エンターテインメント」の5つの中核分野において重点的に推奨された。個人部門では、朱小蘇弁護士と湯国華弁護士が引き続き各自の分野で上位にランクインしたほか、張黎明弁護士（知的財産：非訴訟）と劉一舟弁護士（知的財産：訴訟）が初めて選出された。多分野・多階層にわたる今回の選出は、複雑なビジネス環境における華誠の総合力と人材層の厚さを改めて示すものである。

## 華誠、南寧支所を設立、ASEAN リーガルサービスの展開を強化

先日、華誠律師事務所は広西チワン族自治区司法庁より認可を受け、上海市華誠（南寧）律師事務所を正式に設立した。南寧支所の設立は、華誠の華南および西南地域における戦略拠点のさらなる拡大を意味する。中国とASEANを結ぶ重要拠点である南寧支所は、RCEP および「西部陸海新通道」の建設に深く関与し、ASEANに関連するクロスボーダー投資、知的財産保護、複雑な商事紛争解決などの分野に注力する。今後、南寧支所は華誠の全国ネットワークと効率的に連携し、クライアントへ「ローカルの知見とグローバルな視点」を兼ね備えたワンストップの法的ソリューションを提供していく。

## 華誠、上海高裁の1級破産管財人名簿に再選出

先日、上海市高級人民法院と上海市司法局は共同で、『上海市高級人民法院企業破産案件管財人名簿（2025年）』を発表した。華誠律師事務所は、20年近い研鑽による豊富な実績と市場における卓越した評価により、引き続き「1級管財人」として入選した。あわせて、事務所管理委員会副主席の朱小蘇弁護士も、自然人管財人として再任された。近年、華誠の倒産・事業再生チームは人材拡充を継続しており、多くのシニアパートナーが参画したほか、全国および上海市の裁判所による「典型事例」に選ばれた「上海某濤置業」や「銘源教康」など、多数の複雑な案件を成功に導いてきた。今回の選出は、大規模かつ地域を跨ぐ破産重整（再建）や和解案件の対応力において、当事務所が業界をリードする地位にあることを示すものである。

## 国務院が「増値税法実施条例」を公布：税制環境を最適化

2025年12月30日、国務院は『中華人民共和国増値税法実施条例』（以下「条例」という）を公布した。同条例は2026年1月1日より『中華人民共和国増値税法』と同時に施行される。

全6章54条からなる本条例は、現行税制の基本方針を維持するという考え方に概ね従っており、増値税制度の確定性と操作性の向上を目的としている。主な内容として、仕入税額控除の対象外となる非課税取引の判定基準を明確化したほか、輸出還付（免税）関連政策を最適化した。徴収管理のコンプライアンス面では、自然人が規定に適合する課税取引を行う場合、支払単位を源泉徴収義務者とすることを明記した。また、件別納税の申告期限を大幅に調整し、納税義務発生日から翌年6月30日までに緩和した。

（出所：国務院）

## 全国人民代表大会常務委員会、「商標法（改正草案）」を審議：「重複登録の禁止」等の論争条項を削除へ

2025年12月25日、全国人民代表大会常務委員会は、国務院より提出された『中華人民共和国商標法（改正草案）』（以下「草案」という）のグループ審議を行った。本草案は、以前の意見募集稿から体系的な調整が行われており、業界内で議論的となっていた「重複登録の禁止」や「5年ごとの使用状況説明の提出」といった制度は見送られた。これに基づき、草案では以下の5つの革新的な変化が予定されている。

- ① 商標異議申立期間を3ヶ月から2ヶ月に短縮するにより、権利確定の効率化を図る。
- ② 著名商標（馳名商標）に対する異種区分に跨る保護範囲を拡大し、「中国国内で登録済みであること」という要件を撤廃する。
- ③ デジタル経済の発展に適応するため、「動的標章」を登録可能な要素として新設する。
- ④ 手続間の連携を改善するため、権利確定手続における審理中止の基準を「原則として中止すべき」に調整する。
- ⑤ 登録商標を公衆を誤認させる形で使用した場合の行政罰、および登録取消という法的帰結を明確化する。

（出所：中国人大網）

## 8 部門、自動車データの国外移転に関する指針を公表：OTA など9種の「申告免除」 ケースを明文化

2026年2月3日、工業情報化部および国家インターネット情報弁公室を含む8部門は共同で、『自動車データ出境安全指引（2026年版）』（以下「本指針」）を公表した。

本指針は、効率的・円滑かつ安全な自動車データのクロスボーダー流通メカニズムの構築を目的としており、データ国外移転に関する3つの管理方式（安全評価、標準契約、認証）およびその適用条件を明確化している。最大な注目点は、9つの「申告免除」ケースが新設されたことである。セキュリティ脆弱性の修復、セキュリティ事件への対応、または自動車製品の欠陥除去（OTAアップデート等）のために国外移転が不可欠な重要データについては、特定の目的を満たし、かつ事前の報告または届出手続を履行していれば、データ国外移転安全評価の申告が免除される。また、本指針は、研究開発・設計や自動運転など5つの典型的な業務シナリオにおける重要データの判定基準を細分化しており、企業のコンプライアンスコストの顕著な低減が期待される。

（出所：工業情報化部）

## 2 部門、プラットフォーム規則を厳格管理する新規定を公布：ビッグデータ価格差別や不当条項を抑制

2026年1月7日、国家市場監督管理総局と国家インターネット情報弁公室は共同で、『ネットワーク取引プラットフォーム規則監督管理弁法』（以下「本弁法」）を公布した。

本弁法は、プラットフォーム運営の要諦である「プラットフォーム規則」の制定・執行を規範化することで、プラットフォーム側の主体的責任を明確化することを目的としている。本弁法では、情報の公示、意見募集、および移行期間の設定など、プラットフォームが負うべき手続的義務を規定するとともに、データセキュリティと未成年者保護に関する要求を特に強化した。また、社会的な関心が高い課題に対し、以下の禁止規定を設けている。具体的には、プラットフォームが規則を利用してビッグデータによる既存顧客への割高価格設定を行うこと、会員特典を一方的かつ恣意的に変更すること、あるいは不当な費用や違約金の賦課を通じて加盟事業者の自主的な経営を制限することを禁じた。今後、両部門は手がかり情報の移送および共同検討・判断体制を確立し、違反が認められるプラットフォームに対しては「監管約談（監督上の指導面談）」を実施する方針である。

（出所：国家市場監督管理総局）

## 市場監督管理総局、「独占協議禁止規定」を改正: 垂直的独占合意の「セーフハーバー」基準を明確化

先日、国家市場監督管理総局は改正後の『独占協議禁止規定』（以下「本規定」）を公表した。本規定は2026年2月1日より施行される。

本規定は、独占禁止法が定める垂直的独占合意の「禁止除外」に関する具体的な適用条件を細分化したものである。再販売価格維持（RPM）に関しては「二重の基準」を設け、事業者の当該市場におけるシェアが5%未満、かつ当該合意に係る商品の売上が1億元未満である場合に限り、禁止の対象外とすることを明記した。その他の種類の垂直的独占合意については、市場シェア基準のみが設定され、事業者の市場シェアが15%未満であれば、禁止除外の規定が適用される。今回の改正により執行基準が統一され、企業、特に中小零細企業によるビジネスモデルの刷新に対し、明確なコンプライアンス指針が提供されることとなった。

（出所：国家市場監督管理総局）

## 最高裁、特許侵害訴訟の司法解釈（三）で意見募集：「禁反言の原則」の適用範囲を拡大へ

先日、最高人民法院は、『特許権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈（三）（意見募集稿）』（以下「意見募集稿」）を公表し、広く社会からの意見募集を開始した。

本意見募集稿は、管轄、クレーム解釈、侵害比較といった実務上の争点に焦点を当てており、一部の実体的ルールについて踏み込んだ調整を行っている。第一に、「禁反言の原則」の適用範囲を顕著に拡大し、適用の起点となる時点を「出願当初の書類」まで前倒しするとともに、「技術的効果」を考慮の対象に含めた。すなわち、被疑侵害技術が明細書において「克服済み」と主張されている技術的欠陥を有している場合、原則として侵害を認定しない方針である。第二に、「先行技術の抗弁」における組み合わせ方を厳格に限定し、「単一の技術手段」の原則を確立した。これにより、異なる技術手段を恣意的に組み合わせて抗弁することを禁じる一方、「先行技術+公知常識」の結合は許容し、さらに「抵触出願」を抗弁の根拠とし得ることを初めて明文化した。

（出所：最高人民法院）